

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2022年6月19日（日）

午後1時30分～4時30分

明石市立勤労福祉会館 2階第1講習室（市役所前）

市民自治あかし

2022年度総会（第10回）

- I この1年の取り組みと活動の経過（2021年度活動総括案）
1. 泉市政の評価と来春・統一選へ向けての課題
 2. 市議会と市長の対立激化の足取りと行方
 - ①地域サポート券と専決処分をめぐる騒動
 - ②旧優生保護法の被害者救済条例
 - ③住民投票条例の突如の再提案と三度の否決
 - ④決算認定の否決
 - ⑤工場緑地規制緩和条例をめぐる変遷と市条例案の否決
 - ⑥市税条例順守義務違反めぐる100条委員会
 - ⑦市議会の変質 議論しない市議会が皮肉なことに
 - ⑧議会と市長の対立、その“根っこ”は
 3. 第6次長期総合計画（SDGs推進計画）3月議会策定可決
 4. 明石公園の過剰伐採問題の経緯と行方
 5. 新庁舎計画の動向
 6. 空白の市民参画推進会議と政策提案による改善方向
 7. 市民参画の検証と市民参画条例改正への課題
 8. 市民まちづくり連続講座の展開
 9. コロナ禍の爆発的感染と高齢化の深刻な影響
 10. 地方自治の充実と地方分権、市民自治の推進と国政改革について
 11. 市民自治運動のウイング（すそ野）を広げるために
- II 新年度の活動方針と具体的計画

I この1年の取り組みと活動の経過（2021年度の活動総括案）

はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが2年目から3年目に入った2021年度は、5波、6波と爆発的な感染が拡大するごとに“感染慣れ？”する一方、市民活動の活動量と質はじわじわと影響を受けてきた。そこへ加えて今年2月からはウクライナ戦争がロシアの一方的な侵攻で始まり、前世紀のような戦争と殺戮、大国間の駆け引きの中で庶民は犠牲を強いられていく。世界の感染者数6億人超、死者600万人超に拡大したパンデミック、オンタイムで映像が飛び込んでくる戦争の中で、当事者であるはずの市民は「観客の目線」に陥りかねないのではないか。主権者であるはずの政治を動かす選挙の投票率は、底が抜けたように下がり続け、テレビで増幅される劇場型の政治の動きが、さらに市民意識の芽を摘んでいく。こんな現象が、今年もまた進んだ。

明石市政は泉市長の「暴言騒動」で全国の注視を浴びた2019年春のダブル選以降、昨年の兵庫県知事選でも同氏の動向が注目の的になり、子育て施策や人口増加の実績も相まって、よくも悪しくも全国で最も注目される首長の一人となって、明石市も注目の渦中に置かれた。

昨年夏以降はこれに加えて「地域サポート券の専決処分」に伴う議会との対立が、旧優生保護法被害者支援条例や、工場緑地の規制緩和条例、明石公園の過剰伐採問題などを経て、ついには4月の市議会における議会史上初の100条委員会設置にまでエスカレートしている。

こうした経緯の背景には、同市長の先進的な政策導入に走るポジティブな面とともに、トップダウン型の“ワンマン市政”への批判や議会との対立、議会と議員の資質の問題をあぶり出す一方、自治基本条例や市民参画についての誤解や混乱、対応の不備、制度の欠陥などもあぶり出しており、自治基本条例の遵守に関する意識の向上や、市民参画条例の抜本的な改正の必要も迫っている。

来年春の選挙へ向けての「市民マニフェスト検証」や次期市民マニフェストの構築などが急がれる。

1. 泉市政の評価と来春・統一選へ向けての課題

泉市政の評価については、来春の選挙へ向けての「市民マニフェスト検証大会」で具体的な検証を待つべきだが、3年前の衝撃的な「暴言騒動」とその後の「電撃的な選挙展開」以降、この3年間の足取りを踏まえて、一定の考察をしておくべきかと思う。

市民から見た市長の評価は、二つの側面から見るのが重要だ。一つは、市長の個人的資質と市政運営の手腕と妥当性など、当該市長の絶対的な評価である。もう一つは、一人しか選べない首長は、他の人材（または他の候補者等）と比べてどちらが妥当か、よりふさわしいかという相対的な評価である。

私たちは11年前の2011年市長選挙で、当時の泉市長の個人的な資質の評価では「支持するに至らない」という辛い評価をしたが、一騎打ちになったこの選挙では泉氏の対立候補は市長としての資質と市政への姿勢が評価に当たらないとして“ダメ出し”をし、対立候補に対する「落選運動」を告示前1カ月にわたって展開した。すなわち、相対評価としては泉氏の当選になるように行動し、69票差という歴史的な選挙結果を手にすることができた。

就任した市長に対しては、その後一貫して「自治基本条例の遵守」を求めてさまざまな働きかけを行うとともに、具体的な個別政策については「是々非々」の立場で対応してきた。世情言われるように、子ども施策や障害者はじめ社会的弱者に対する手厚い施策は歓迎するものであり、同市長の社会的評価を高めていることは率直に認めたい。市長が強調するように、人口減少時代に入った中で8年間にわたって人口増を継続してきたことはそれなりに評価するとともに、今後の厳しい人口減少時代

を迎える中でなおも人口増加を基盤とした「拡大志向」には、一抹の不安と疑問を感じている。

他方、外部からの評価が高まるにつれて、市長の対応はハイテンションになり「トップダウン」型の強力なリーダーシップが顕著になっています。きつい言葉で言えば「独断専横」的な言動が日増しに強まり、強いリーダーシップは自治基本条例の根幹である「市民参画」と「情報共有」そして「市民との協働」が後退させているのではないかと。

残念なことに、この国の有権者・国民は、政治家に強いリーダーシップを求める傾向がますます強くなり、それが安倍晋三の強権政治や維新などのポピュリズム政党の伸長につながっています。明石市も例外ではありません。3年前の暴言騒動後の市長選挙に見られたような劇場型選挙を招来し、昨年12月から泉市長が始めたツイッターによる「直接の訴え」が爆発的なフォロワーにつながって、同市長の外部評価を高めていることは事実です。

昨年来のさまざまな施策への対応をめぐる生じている市議会との対立や、市長と県の対立、歯に衣着せない国政施策への批判は、痛快でもある半面、一種の危うさを感じざるを得ません。

この1年の明石市政検証にあたって、注目すべき13の施策や懸案について問題の所在がどこにあるかという相関関係を一覧表にしてみたら、全ての項目が「市民参画」と「議員の資質」に関わる問題から派生していたことが分かりました。次いで多かったのは、「市長の姿勢と資質」に関係することであり、「議会と市長との対立」「施策の質」がこれに続きました。

人口30万人の地方中核都市である明石市が、3年前の選挙では全国から注目されました。しかし、3年前は「市長の暴言騒動」というマスコミ好みの格好のスクandalが焦点になったのと比べて、来年の選挙は注目される中身が大きく異なります。4年間にわたって全国で最も注目される首長の一人になった泉市長の施策と動向、明石市政に対する市民の動向などの全てが、注目の的になります。

マスコミやさまざまな政治勢力の間では昨年来、泉市長の知事選や国政選挙への出馬が取りざたされたり、願望の声が随所に上がっているのも事実です。本人は「明石市長の職責を果たす」ことを再三明言しているが、煙は絶たれることがありません。中央や全国各地へ活動のフィールドがますます広がっていることも輪をかけています。

市民はそうした現状も見据えて、明石市政とまちづくりをどうしていくかについて、しっかりと議論していくことが求められています。

2. 市議会と市長の対立激化の足取りと行方

この1年の明石市政の特徴は、市長と議会の対立が激しくなり、その応酬は工場緑地規制緩和条例をめぐる対立が「再議要求」「再可決」「知事への裁決申し立て」などを経て、ついに市議会始まって以来という「100条調査委員会」の設置にまで至った。この問題にかかわらず、市長と市議会の対立の根は深く、このまま来春の市長選への対立につながっていくのは必至の状況である。

(1) 地域サポート券と専決処分をめぐる騒動（8月～12月）

コロナ対策として明石市が独自に打ち出した「飲食店地域サポート券」（全市民に@5000円）を配る事業は、8/4に臨時議会を招集告示して8/5に市長が記者会見で発表、議運委で詳細の説明をした。8/11開会した本会議で提案、質疑が行われ即日、生活文化常任委員会が開かれたが、総額17億円余の事業費のうち、郵送費等の事務費が約2億円もあったことから実施方法について疑義が噴出し「継続審査」が多数になり、翌8/12の本会議に報告した。本会議では自民党真誠会など16人が継続審査に賛成し（反対は公明、共産、維新と家根谷、宮坂の12議員）継続審査が可決された。

主な争点は事務費と配布方法、店舗の対象と効果などについてで、給付自体への反対はなかった。簡易書留で市民一人ひとりに送達するため、4人家族なら1軒に4通の封筒が送達されることになり、無駄な送料をかけるという意見に対して、市はスピーディーな給付をするためには、事務手続

きの的に一人ひとりに送る方が早いという意見の相違だった。

ところが、市長は継続審査になったその日のうちに“専決処分”を決定し、事業実施に踏み切った。これに対して 8/19 には市議 25 名が連名で「議会軽視」と市長に意見書を提出。8/25 には神戸新聞が「検証・泉市政」の随時連載を開始し、8/25「専決処分の背景に“おごり”か」8/26「ワクチン接種遅れに焦り？」などと報道し、対立が広く知れ渡った。

8/27 に開催した生活文化常任委は「専決処分で審査議案がなくなった」（佐々木委員長報告）としたが、9 月議会に提出された「専決処分の承認求める議案」に対しては常任委は全会一致で否決（真誠、公明、かがやき）した。「二元代表制における民主主義が崩壊し独裁政治になりかねない。市長が委員会に出席せず部下に任せていることに憤りを感じる」と対決姿勢を見せ、9/29 の本会議では、委員会審議には居なかった共産党と維新の 4 名が承認に賛成したが、他の議員全員が反対し否決された。討論では林丸美議員が「事業そのものには反対意見はなかったが、議案には問題点が多々あったので継続審査を求めたのに対して市長が即座に専決処分を行い、議会の審議を断ち切ったことは容認できない」と反対。これに対して共産党の辻本議員は 15 分にわたって「市長の専決処分は適法であり、承認すべきだ。議会は問題点があれば市長の出席を求めるなどもっと時間をかけて審議できたのに、わずか 1 時間半の審議で継続審査に決めたのは間違いだった。専決処分の違法性を主張する要件はない」と専決処分の適法性と議会側の対応の誤りを具体的に挙げて、専決処分の承認に賛成した。

市長は否決に対して「必要な対応を 12 月議会で報告する」（記者会見 9/29）としたが、2022 年 10 月議会の決算認定に決着は持ち越された。

12 月議会で市は「スピーディーに事業を実施できて効果があり、市民に喜ばれた」と事業の実施効果を肯定する報告をしたが、専決処分という“強行措置”に出なくても、事業自体への反対がなかった中では議会と協議して解決すればいたずらに対立を長引かせることもなかったと言えないか。強引な市政運営の象徴になってしまった。

（２）旧優生保護法の被害者救済条例（８月～１２月）

旧優生保護法の被害者を支援する条例は 7 月になって急きょ条例化の作業が進められ、障害者支援団体を中心とした検討会に諮り、2 週間の“短縮期間”によるパブコメを経て「全国初」として 9 月議会に提案された。泉市長が 8 月初めの神戸地裁判決を前に明石市在住の被害者支援に精力的に関わりはじめ、被害者集会にも再三にわたって参加し、支援を強めていた。犯罪被害者等への支援や知的障害者、認知症高齢者等への支援、サポートと同じく「社会的に弱い立場にある人たちへのセーフティネット」への取り組みの一環という。

ところが、9/22 の総務常任委の審議では 3 対 2 で可決されたが、9/29 の本会議では委員会で継続審査を求めた公明党 6 人が棄権（退場）し、かがやき、共産、維新と家根谷、宮坂、丸谷の 9 人が賛成、自民党真誠会と出雲、大西の 12 人が反対し、逆転否決になった。

討論では自民党真誠会の三好議員が「事前の議会への説明、審議会や検討委員会の設置、通常 1 カ月のパブコメ等の制定の過程に問題がある。対象になる被害者数や支援金 300 万円の根拠も明確でなく、本件はまだ係争中の問題でもある」と再検討を求めて反対した。

これに対してかがやきの吉田議員、共産党の楠本議員、スマイルの家根谷議員の 3 人が賛成討論に立った。いずれも「重大な人権問題であり、人道上救済が必要だ」「国の補償額が少ないから市が支援するのは当然だ」「手続きは適正に行われている」と賛成意見を述べた。

この日の本会議場は傍聴席（75 席）が満席になる傍聴者が詰めかけ、テレビカメラ 4 台も取材した。本会議後には、泉市長が傍聴した被害者と支援者らと会議室で面会し「これを区切りとせず、議会の理解を得るために努力を重ねる」と説明し、記者会見では「議会側の意見を踏まえて 3 点を修正した条例案を改めて提出する」と表明した。

市は 10 月に正規の 1 ヶ月間をかけたパブコメをやり直し、280 名から得た意見を 12 月市議会に報告し再提案した。（8 月のパブコメ意見は 260 名）。条例案の内容はほとんど同じだったが、自民

党真誠会と保守系議員 2 名が反対したものの、9 月議会で棄権した公明党が賛成に回り 16 対 12 で可決された。

この審議で重要な論点になったのは、市民参画の手続きの妥当性だった。総務常任委員会で公明党の梅田議員が「通常は1ヵ月間行うパブコメを、なぜ2週間しか行わなかったのか？」と追及した際に、市の担当者が「この条例は、市民参画条例第6条第2項第3号に定めるとおり、市政の基本的な事項を定める条例、および義務を課し、権利を制限する条例の制定や改廃に該当しないから、本来はパブコメ手続きを必要としない」から、半分の期間の2週間にしたと説明したことだ。条例制定に際して、このような恣意的な解釈が理事者側にできるのであれば、市民参画と情報の共有、協働のまちづくりを「市政運営の原則」とする自治基本条例や市民参画条例が骨抜きになりかねない。

こうした問題が審議の中であぶり出されて、正常なパブコメをやり直して条例が成立したことは、大きな成果と見なせる。

また、パブコメの扱いについても、この条例制定過程ではこれまでにない丁寧さが見られた。パブコメは通常、市民から寄せられた意見は、項目ごとに圧縮、要約、一括されて「市の考え方」あるいは「市の意見」が一括して添えた文書がHPにアップされている。しかし、この条例では「丁寧な扱い」を強調するためか、260人の意見は一つずつ整理・分類され、それぞれに「市の意見」が添えられている。

パブコメを「市民参画」の主要手続きと見なしている傾向は相変わらず是正されていないが、パブコメ自体の扱いが丁寧に行われた希少な事例として、今後の対応の模範にすべきだろう。

また、審議の過程で議員側から「市民参画の手続き」が具体的に問題にされて、議案の賛否を左右したことも特筆される。これを機会に、全ての議案について「市民参画」の中身を問う議論が行われるようにチェックしていきたい。

(3) 住民投票条例の突如の再提案と3度目の否決（9月）

住民投票条例は2014年9月に常設型住民投票条例の制定案が、市議会の議決に基づく検討委員会より答申されてから、2015年12月、2020年3月の2回にわたって議会で否決されてきた。その後、全く動きがないまま前触れもなく、9月議会で突然3回目の提案が行われた。

自治基本条例施行後 10
年を超えて制定されてい

住民投票条例案「答申」の主要4項目と条例提案内容の推移

という“違憲状態”	住民投票条例検討委員会の答申 主要4項目	2015/12	2020/3	2021/9
を打開するために3	① 請求に必要な署名数要件 有権者数の1/8	6分の1	8分の1	6分の1
度提案したものの、	② 投票資格 18歳以上の住民。在住外国人含む	含む	含まず	含まず
今回の提案の内容は	③ 署名の収集期間は2ヵ月	2ヵ月	2ヵ月	2ヵ月
条例の検討委員会が	④ 署名簿への署名に押印は不要	不要	不要	不要

1年半がかりで審議して答申した内容と比べて、主要項目の中でも最も重要な「住民投票実施の請求に必要な署名数要件」が「8分の1」から「6分の1」へと、請求のハードルを高くしている。初回提案時も条例案のパブコメでは「8分の1」になっていたものを、議案提出直前に市長の指示で「6分の1」に改ざんされ、答申通りの制定を求める議員と条例の制定に否定的な議員が“呉越同舟”する形で否決になった。2020年3月の提案は「在住外国人の投票資格」を外したものの、他の要件は答申通りに提案していた。

この条例案を答申した検討委員会は、2013年に明石市としては異例の「条例による諮問機関」として議会の議決によって発足しただけに、答申の重みは大きい。過去2回の審議でも議会内では賛否が割れていたが、答申と異なる意見を出す議員や会派と、答申通りの条例を求める議員や会派の間で、「8分の1」と「6分の1」を議論した検討委員会審議経過について議論されることがないまま、賛否だけが問われた。

市も提案の度に答申と議会の多数派との間を行き来するだけで、提案の根拠について突っ込んだ議

論を行わないまま、今回はとりあえず条例制定の実績づくりだけを狙ったとしか言えない。表向きは「国がリコール署名などでの押印を廃止した」ことを挙げているが、押印不要も含めて答申の「先駆性」を軽視していることになる。

9/29の本会議では、維新と宮坂の3名は賛成、かがやきと共産、丸谷の5名は答申通りの制定を求めた修正案を提案した。自民党真誠会は「議会軽視の住民投票条例は不要、自治基本条例の改正」（千住）を主張した。採決の結果、修正案は賛成5で否決、原案も賛成3で否決になった。

市民自治あかしは 9/13、市長と議員全員 29 名に対して議案の再提出と慎重審議および原案への否決を求める要望書を提出し、3度の否決に対して市民自治あかしは 10/1 声明を発表した。声明に盛り込まれた骨子は、以下の通りである。

①自治基本条例に定めた「常設型住民投票条例の制定」

異例の条例により設置された「条例検討委員会」と慎重審議を経ての「答申」

②迷走その 1 署名数要件を改ざんしての条例案の提案と「全会一致」の否決（第 1 次案 2015/12）

③迷走その 2 突然の「再提案」。外国人の投票権を外して提案。署名数要件と外国人で否決 2020/3

④迷走その 3 前触なし提案。答申と異なる署名数要件と外国人外し。条例不要論も出て否決 2021/9

⑤条例さえ作ればいい市長、不要論を根強く抱く最大会派の間で漂流（構図）。基本条例の原点は？

⑥市政運営の原則軽視とご都合主義的な姿勢と議会の運営（日常的な市政運営と議会運営の誤謬）

⑦議員間討議の不在と「数だけ」で決める議会運営。議会機能の放棄。市長の「反問権」封印。

⑧住民投票条例制定の責務について市長と議会双方の無責任。「討議民主主義」の欠如。

⑨漂流するのは住民投票条例だけでなく、市政のあらゆる現場に横行する“違憲状態”

⑩自治基本条例と議会基本条例を遵守していない市政と議会の運営に目を向けよう。

◇2015 年 12 議会の提案と審議

答申から 1 年を経ての条例案は 10 月にパブリックコメントに付された。市民の意見を求めた原案は「答申」通りのものが公表され、署名数要件に異論はなかったが、11 月下旬に議会へ議案が提出される直前に「6 分の 1」に改ざんされた。市長は議会の承認を得るためと提案後説明したが、改ざんに反対する議員・会派と在住外国人への投票権付与等に反対する立場の異なる議員が“呉越同舟”する形で全会一致で否決した。

◇2020 年 3 月議会の提案と審議

当分再提案しないとしていたが、2019 年 12 月議会の閉会挨拶の中で泉市長が翌年 3 月議会に再提案することを突然表明し、3 月議会に提案された。今度は外国人条項を除いて答申通りの内容で提案したが、署名数の内容や外国人の投票を外したことに反対する真誠会と公明党の反対で否決された。

◇今回の 3 度目の提案

菅政権の下で行政のデジタル化推進と関連して「押印廃止」が進み、リコール署名への押印も廃止になったことから答申の先駆性が認められた。しかし、肝心の署名数要件は議会多数派の賛成を得るために再び「6 分の 1」にハードルを上げる提案になった。市は住民投票条例が未だに制定されないという“違憲状態”を解消することを優先し、中身を二の次にしたようだ。

◇条例検討委員会答申の重み

これまでの経緯の中で、諮問機関を異例の条例設置委員会にして市も議会も検討委員会に答申を委ねた重みを軽視しているのではないか。議会審議の中では、答申内容を否定するのに中身を議論せずに結論だけを優先させた。

（4）決算認定の否決（10月）

2020 年度の一般会計決算案を審査した 10 月議会の 10/13 本会議で、明石市議会史上初めての「決算不認定」が議決された。自民党真誠会と公明党など 18 議員が、2 つの基金の運用やコロナ臨時交付金の運用等への問題点を指摘し決算認定に反対、賛成 9 議員を押し切って否決した。

問題になったのは、①コロナ感染症支え合い基金の運用 ②ふるさと納税基金の運用 ③コロナ経済対策として基本料金を免除して赤字になった水道事業に国からの臨時交付金を充当しなかったことなどだった。市は運用に問題はなかったとしたが、賛否両会派は賛否の討論はしたものの、

合意形成へ向けての市の主張と賛否両意見の議員間討議は行われず、論点がかみ合わされることのないまま数だけで決着し、多様な意見を調整する議会の機能が働かなかった。

明石市議会の審議は、当局への質問はするが、当局側の反論を許さない。また、議員間で賛否が割れていても、賛否の意見の根拠や妥当性について議員間で議論をたたかわさない、いわゆる「議員間討議」を封じている結果、委員会も本会議もそれぞれ「言いつばなし」「聞きつばなし」で終わり、議会内での本来の議論、討論がない。議会基本条例に定めた「多様な民意を反映する合議制の意思決定機関」（前文）として、「言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努める」（第3条）という議会のあり方、すなわち「議会は議論する場」であるという原点を棚上げにしていることが、あらゆる機能が利かなくなっている根源にある。

したがって、「史上初の決算不認定」がなぜ行われたのか、市民は理解できないまま「史上初の決算不認定」だけが独り歩きしている。予算や決算を否決することは、あっていい。しかし、否決する限りは、説明責任と審議の責任を果たさねばならない。数を頼んでの審議と議決が横行する、この市議会の“病巣”は深い。

（5）工場緑地規制緩和条例をめぐる混乱の根っこは何か？（～12月～4月）

議員提案案の可決、特別再議の要求、再可決、知事への裁決申立て、弁明書、検討委員会答申とパブコメ、市条例案の提出と否決

大規模な工場による市街地の景観や環境を保全するために、工場立地法では企業に対して一定の緑地を確保するように規制している。この「工場緑地」について、企業側から緑地面積率の緩和を求める請願が出て市議会で採択したことから、明石市は「工場緑地のあり方検討会」を設置して諮問していたが、市議会の自民党真誠会と公明党など多数派が緑地面積比率の規制を大幅に緩和する条例案を昨年12月議会で議員提案で提出し、賛成多数で可決してしまった。

市民や学識経験者と事業者らによる検討会は、12月議会までに答申のとりまとめに向けた案を協議し、12/27に第6回検討会を開き答申案をまとめたのに対して、先手を打って議員条例案を提出し19（自民党真誠会、公明、出雲、大西、竹内）対7（棄権2=維新）で可決した。いずれの案も現行の緑地規制を緩和する方向は変わらないが、検討会がまとめた案は幾つかの緩和条件が付くことに事業者側が嫌ったのを配慮した真誠会や公明側が“条件封じ”で打った先手だった。

また明石市では、条例の制定や計画等の策定では審議会への諮問やパブコメなどの市民参画手続きを取ることが、自治基本条例や市民参画条例で義務つけられているのを、議会多数派は「議員提案議案に市民参画手続きは義務つけられてはいない」と無視した格好だ。

市長の「再議」申し立てから「再議決」、知事への「議決取り消し審査申し立て」へ

泉市長は1/7、議員提案の条例案は「パブコメなど必要な手続きを経ていない違法な議決」として議決のやり直しを求める「特別再議」を申し立てた。市は同じ日に、検討会から答申を受け市の条例案のパブコメ手続きを経て、3月市議会にあらためて提案した。3月議会では、再議案と新たな市案の2つの条例案が並行審議される異例の展開になるかと思われたが、再議案は3月議会の冒頭2/21の本会議で先に審議、採決され、22対4（共産2、家根谷、丸谷。維新2は棄権）で可決された。12月議会では反対したかがやきの2名と宮坂が賛成に回った。

一方、市長が提案した市条例案は、3/25の本会議で否決された。

議会多数派は「市の対応が遅い」と主張しているが、この問題についての市の対応は異例のスピードで丁寧な対応をしてきた。2020年12月議会で明石商工会議所から出された「緑地面積率緩和を求める請願」が賛成多数で採択された後、同年12月には「あり方検討会」を発足させ2021年1、3月と検討会を重ねた。4月には「広報あかし」の2ページを使って市民意見を募集し596人から意見を得て、19ページにわたって意見を詳細に公表した。

ところが4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響で検討会を開催できず、10月から12月にかけて3回の検討会を開き答申案をまとめた。答申案と市の条例案は、議員提案条例と緩和の中身は大きく変わらないが、市案は「ネット・ポジティブ・インパクト」と称する、環境への影響を緩和する一種の

「ミティゲーション」（代償措置）と地域住民組織（まち協等）との協定を義務づけたことに特徴がある。無条件に面積基準を緩和する議員提案条例と大きく異なる点だ。

したがって、論点は市長の再議理由にも掲げている「SDG s を掲げた市のまちづくり方針との整合性」と、「市民参画手続きの妥当性」にあった。

知事の「棄却裁定」の理由 市長の“完敗”

2/21 の再議決を受けて、市長は 3/1 知事に「議決取り消しを求める審査」を申し立てた。知事は自治紛争処理委員を任命し、市議会には弁明書の提出などを求めて裁定作業に入っていたが、5/20 知事は市長の審査申し立てを棄却する裁定を下した。

裁定によると、市長が議決取り消しを求めた理由に挙げた「市民参画手続きの必要性」と「SDG s 違反」の根拠について、いずれも本件議決の適法性に影響を及ぼすものではないとした。

すなわち、市民参画手続きについては、以下の理由を挙げた。

①憲法、地方自治法には個別の条例制定過程で広く住民意見を聴取する手続きを義務付ける明文規定はない

②市議会は自治基本条例、議会基本条例で、個別の条例制定過程で住民意見の聴取手続きを具体的に義務づける明文規定はない。

③市民参画条例の市民参画手続きの実施主体に市議会は含まれておらず、市議会に市民参画手続きの実施を求めるものではない。

④ 以上のことから、本件議案の議決に当たり、市議会が意見公募手続き等の市民参画手続きを実施していないことが、憲法、地方自治法、自治基本条例等の規定に違反しているとまでは認められない。

⑤ 本件議案の提出に際しては明石市工場緑地のあり方検討会における 検討内容との調整を図ることもできたのではないと思われるが、地方自治法第 112 条の規定に基づき議員定数の 12 分の 1 以上の賛成者により本件議案 が提出され、明石市議会において適正な議事手続のもと審議され、本件議決が 行われた以上、本件議決の適法性に影響を及ぼすものではない。

また、SDG s 違反については、以下の理由を挙げて否定した。

① SDG s は国際社会が達成を目指すべき共通の目標を定めたものであり、法的拘束力はないとしていることから、法規範性を有するものではない。

② SDG s の達成に向け、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むこと等の考え方は十分尊重し、SDG s に掲げる目標と関連する政策の立案や審議にあたっては、議会を含む市において市民と情報共有すべきものと考えられるが、個別具体的取組内容については政策的判断に基づき裁量の余地がある。

③ 審査申立人は、本件議案が環境基本法にも違反している旨主張するが、SDG s が示す経済・社会・環境の三側面のバランスをとった統合的アプローチが行われていないとする抽象的な主張にとどまり、具体的な違法性についての主張がない。

④ 以上のことから、本件議案がSDG s や環境基本法に違反するとは認められない。

知事が全面的に依拠した自治紛争処理委員の名前は公表されていないため、自治基本条例等の「市民自治」のあり方に関する知見や見識について判断する材料はないが、手続き的には泉市長の“完敗”である。

もともと、再議に付した際に市長が挙げた「憲法違反」などの理由については当初から無理があるという意見もあったが、「知事に棄却されれば、最高裁までたたかう」としていたのは、長い時間をかけても議員提案とたたかうという戦術的な戦略という見方もあった。ところが、泉市長は裁定が出たその日のうちに「最高裁までたたかう」という方針を転換し、即日議決された条例の公布を決めた。「議会の議決を止めていたが、行政手続きとして県の判断が出たので公布を決めた」と説明。最高裁まで争うとした従来の方針を転換することについては「政治のテーマを裁判に持ち込むことは慎重であるべきだ」と記者会見で述べている。この件についての詳しい説明は、5/25 時点ではツイッター等でも行われていない。

露呈した市民参画制度の不備、迫られる制度改正 SDGsの課題は終わっていない

事業者の要望を受けて商工会議所が「緑地面積率緩和を求める請願」を提出し採択されてから、ほぼ1年半にわたって市長と議会の対立を軸に大騒ぎしてきた問題だが、さらにこの問題から派生した泉市長のツイッターによる大手事業所の市税情報漏洩問題から、明石市議会始まって以来の「100条委員会」設置にまで事態は発展している。100条委員会は5/27の市長の証人喚問を経て、その行方は定かではないが、この騒動は2023年春の市長選挙へ尾を引くのは間違いない。

工場緑地緩和条例問題の経緯から、2つの課題を提起しておきたい。

一つは、自治基本条例で市政運営の原則として掲げている「市民参画」の問題が、真正面から問われたことである。しかも、自治基本条例および市民参画条例の施行10年を超えて初めて、市民参画条例の不備とともに、市も議会もその認識が乏しいことが露呈したことである。

これまで、どちらかと言えば「市民参画」について真正面から向き合っただけでなかった市長はじめ市当局が、市民参画の手続きの不備を掲げて議会側と渡り合った。昨年9月議会では、旧優生保護法による被害者支援条例をめぐる議会側が市の「市民参画手続きの不備」を衝いたことも相まって、市民参画のあり方、手続きのあり方が公の場で議論の俎上に載ったのは、おそらく初めてのことである。

さらに、議会側はこれまで、どちらかと言えば「市民参画手続き」には消極的だったが、今回の問題では「議員提案条例（または議案）には、市民参画手続きの義務は及ばない」と開き直った。市民参画手続きの不備を理由に再議を申し立て、知事に裁定を市長が求めたことに対して、知事は議会側の主張を認めて市長の申し立てを全面的に否定してしまった。

しかし、このことは議会には市民参画手続きが不要であることを意味するのではなく、具体的な市民参画の手続きについて定めた市民参画条例の規定が不備であることを白日の下にしたことである。市長と市議会が自治体運営の「車の両輪」であるなら、市民自治のまちづくりを掲げた明石市の市民参画条例の規定が議会に及ばないのは明らかに条例の不備でしかない。すみやかに市民参画条例の改正に取り組む課題が浮上したと言える。

もう一つの課題は、工場緑地の問題は、これで決着したわけではない。2つの条例案についての議論の中で、SDGsをまちづくりの目標に掲げる明石市として、事業者側のニーズに沿って規制緩和するだけでは済まない。検討委員会の議論の中であったように、明石市の環境改善に工場緑地をどのように位置付けて行くかが問われる。議員提案条例が先行して可決されたことを承知のうえで、検討委員会は答申を行い、市長はパブコメを実施して市民の膨大な賛同をもとに市の条例案を提案した。検討委員会の終盤には、市長自らも出席しこうした状況についての対応も発言している。

全国的にもユニークな条例案を答申し、並行して審議して策定された「第6次長期総合計画」（SDGs推進計画）との整合も議論された経緯を、消し去るわけには行かない。コロナ禍の中で取り組んだ市民参画による検討委員会のメンバーにとっては、このままでは梯子を外されたも同然になる。単なる「市長の戦略の誤り」では済ませられない。市長の説明責任と、今後の対応が注目される。

(6) 地方税法の守秘義務違反めぐる「100条委員会」設置のドタバタ（4月～）

工場緑地規制緩和条例をめぐる泉市長と議会の対立は、予期せぬ「場外乱闘」まがいの“副産物”も引き起こした。昨年12月から泉市長が「情報発信ツール」として始めたSNS「ツイッター」で、今年2/12に同規制緩和を要求する企業の象徴になっていた大手工場（川崎重工）の市税納入状況を明らかにし、市議会の多数会派から「地方税法の守秘義務違反」を迫られた。

市議会は4/7本会議を開き、自民党真誠会や公明党などの多数会派が「地方税法上の守秘義務の調査に関する決議」案を提案し、地方自治法第100条第1項の規定による特別委員会（いわゆる100条委員会）の設置を自民党真誠会と公明党など20対7の賛成多数で可決した。

提案に反対する議員から質疑や討論もあったが、百条委員会を設置する前に、この問題が市議会で追及されたのは3月議会冒頭の一般質問（3/4）で千住啓介議員（自民党真誠会）が泉市長に質問し、30分余りにわたって質疑しただけだった。本会議後の総務常任委員会でも、ほとんど取り上げられておらず、市長への出席要請もされていない。いわば、議会審議の場で究明が行われないまま、いきなり「伝家の宝刀」と言われる百条委員会が明石市議会史上初めて設置されたことだ。4/7の本会議では、質疑や反対討論の中で「伝家の宝刀は通常の議会審議の中で究明する追及が十分行われて、それでも究明できない場合に設置するもので、いきなり百条委員会を設置するものではない」ということがしきりに問題視された。

すなわち、市長はすでに企業の税情報を投稿したことについて「違法ではないが、不適切だった」と認める答弁を本会議で繰り返しており、地方税法上の守秘義務違反の疑いがあるとしてその経緯を調査するなら通常の総務常任委員会等で市長や関係職員を追及すれば済む問題である。あくまで「違法行為」として処罰を求めるなら、刑事告訴するしかないが、弁護士でもある泉市長は証人喚問でも「憲法21条の知る権利からして2/7の企業との面談の状況を伝えることは公益性がある。

企業のプライバシーの問題と市民と国民の知る権利のバランスの問題であり、目的の公共性などから判断した」と違法性はない理由を挙げた。

市議会は、3回にわたる7名の証人尋問の経過を整理し6/8の委員会を経て6月議会で対応を決めるとしているが、振り上げた「伝家の宝刀」をどのように降ろすのか。百条委員会が単なる“政争の具”に使われただけに終わることになりかねない危惧も出ている。

（7）市議会の変質 議論しない市議会が皮肉なことに……特別委のあり方も

この1年、明石市議会は数々の議案審議の過程で泉市長との対立を深める過程で、皮肉なことに“活発な議論”が行われることになり、議会の動きが連日報道されたり、意見が対立する議員間で思わぬ「議員間討議」が現出する場面がしばしば見られた。

昨年の総会議案の活動総括（⑧改選から折り返し点に立つ市議会の変容、これでいいのか？）で触れているように、2021年度に入ってすぐに会派構成が10会派へと大きく変わったのを機会に、議会運営が一層歪になっていた。11人の最大会派である自民党真誠会、6人の公明党と3人の「かがやきネット」の3会派だけで議会運営委員会や会派代表者を構成し、特別委員会も3人以上の会派だけ

ツイート



明石市長 泉房穂 (いずみふさほ)
@izumi_akashi

明石市における「工場緑地」の議論は、
[redacted]の増築計画を契機に始まったが、
先日（2月7日）担当役員に確認すると、
計画はなくなり、今は急いでいないとのこと。
その際『法人税割』が『5年連続ゼロ』の理由も尋ねた。
「赤字決算なので」との回答だったが、
ゼロってなんだかなあ。

[redacted]の課税額について（法人市民税・事業所税）

1 法人市民税

事業年度	均等割	法人税割	合計
2021年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2020年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2019年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2018年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2017年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2016年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2015年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2014年3月	[redacted]	[redacted]	[redacted]

【均等割】資本金、従業員数：60,000円～3,600,000円
【法人税割】法人税額：8.4%（6.0%）

◆明石市議会の百条委員会の経緯◆

- 2/12 「ゼロってなんだかな」ツイート
- 3/4 本会議一般質問で千住議員が追及
- 4/7 本会議に百条委設置提案 20対7で可決
- 4/20 百条委①職員の証人喚問、日程等決定
- 4/28 百条委②3職員の証人喚問
- 5/10 百条委③職員と前副市長2名の承認喚問
- 5/27 百条委④泉市長の証人喚問
- 6/8 百条委⑤調査の経過を整理、対応方針？

で構成した体制を続けた。この結果、2人会派の共産党と維新の会派のほか一人会派の5人の議員を含めた計7会派9人の議員が特別委員会からも締め出され、議運委からも排除された状態が続いている。

その結果、長期総合計画特別委員会の議事はまるで“会派代表者会議”のように、会派の意見を持ち寄り調整する場になってしまい、議員間の自由な議論の場に程遠い審議内容が続いた。特別委員会は、市政にとって重要なテーマについて、通常の常任委員会だと意見を反映できない議員が生まれるために、議会の全ての意見を吸収し議論できるように構成されることが普通で、場合によっては議員全員で構成することもある。だが明石市議会ではここ8年ほど、こうした歪な構成の特別委員会が新庁舎特別委員会などでもみられ、議会の形骸化の象徴になっていた。一人会派が増えたことから、その歪さが際立っていたことになる。

こうした中で、昨年8月以降、地域サポート券の専決処分や旧優生保護法被害者支援条例、工場緑地緩和条例などの議案をめぐる、議会内でも激しく賛否の意見が交わされるようになった。議員提案の議案に対しては、本会議で議案に反対する質疑が一問一答で激しくかわされたり、採決に際しての賛否の討論がこれまでになく活発に行われることが少なくなかった。

もっとも、賛否に分かれても議員同士や会派同士で互いに論点を衝いて、議論を応酬するところまではいかない。本会議でも委員会でも、議会基本条例で定めた「議員間討議」を棚上げにする“申し合わせ”が利いているからだ。そうした限界はあるものの、これまでとは違って賛否両派がそれぞれの主張をすることは、表面的には議会が活発に議論しているように変貌したと見えるから、対立の顕在化がもたらした皮肉かもしれない。

旧優生保護法被害者支援条例では、市の条例案の策定過程での「市民参画手続きの欠如」を鋭く追及し、いったんは「否決」に追い込んだ議員が、工場緑地規制緩和条例では一転して「議会は市民参画条例の対象外だから、市民参画手続きは不要」と主張してあつけにとられることもあったが、市民参画の中身が真正面から審議されたのはこれが初めてだったから、皮肉なものである。

「けがの功名」のような形で顕在化した“議会内活性化現象”が、ホンモノの活性化のきっかけになるよう期待したいものだ。

(8) 議会と市長の対立、その“根っこ”はどこにあったのか？

この一年、大きな問題としてクローズアップされた明石市政のさまざまな問題を整理するために、それぞれの問題の根っこはどこにあったのかを一覧表にしてみた。(別表)

課題項目の種別は、その問題が議会と市長サイドのどちらにより関わったかを分類し、そのうえで横に9つの問題点の所在を並べ、各項目がどの問題点に関わったかを「*」でチェックを入れてみた。

横軸で見ると、9つの問題点の全てに該当したのは、新庁舎計画だった。次いで工場緑地規制緩和条例と第6時長期総合計画、途中で消滅したが明石公園の市立移管要求が「8つの問題点」を共有して第2位に並んだ。

縦軸で見ると、13項目の全てが「議員の資質」と「市民参画」に絡んでトップ。次いで、「市長の姿勢と資質」に絡んだ項目が11あった。「議会と市長の対立」と「施策の質」に絡むものが10項目あり、これに次いだ。

総括的に振り返ると、この一年の明石市政の“混乱”と“対立”は、市民参加に関わることと議員の資質に関わる問題が色濃く反映し、議会と市長の対立となって揺れ動いてきたと言える。言い換えれば、市民参画のあり方を根底から見直す課題と、議会のあり方をいま一度見直すことが、市長にとっても議会にとっても、さらには市民にとっても大きな課題を突き付けたと言えるのではないかと。

3. 第6次長期総合計画（SDGs推進計画）の策定経過と課題

「あかしSDGs推進計画」と題した第6次長期総合計画は、策定作業を始めた途端にコロナ禍に巻き込まれて、これまでにない数奇な経過をたどり、2022年3月議会で議決、決定された。計画の期間は策定が1年遅れたために、途中で前計画の第5次計画（2011～2020年度）を1年延長し、6次計画は2022～2030年度の9年間とする変則的な期間になった。

自治基本条例施行後初の「計画づくり」なのに、初っ端から立ち遅れ

6次計画は2010年4月に自治基本条例が施行され、同条例によって策定が義務付けられてから初めての策定になる。このため、自治基本条例が「市政運営の原則」とした「市民の参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」に基づいて策定作業が進められなければならなかったが、コロナ禍前からその認識が乏しく、策定作業に着手したのは2019年6月のまちづくりに関する市民意識調査や、6月から始めた「タウンミーティング」からだ。これらは策定作業に入る準備調査といえるもので、本来の策定作業は2020年2/3に発足した「あかしSDGs推進審議会」（いわゆる総合計画審議会）からになる。年度的に言えば2019年度～2020年度の2カ年にわたっての策定作業になるが、コロナ禍が始まる前からすでに実質1年間の策定期間でスタートしていたことになる。過去の計画策定では2～3年かけて作業してきたことと比べると、最初の段階から立ち遅れており、自治基本条例施行後初の計画策定ならば、尚のこともっと早くに作業を立ち上げるべきだった。

ちなみに、市民自治あかしは2019年5/24に市長・市議選が終わったばかりの段階で「次期長期総合計画の策定に際して、市民参画のプロセスを求める」要望書と請願書を、それぞれ市長と市議会に提出している。すなわち、次期総合計画の策定にあたっては「自治基本条例を遵守し」「10年前よりも前進した市民参画手続き」が実施されるべきである。現時点では策定までにまだ2年間の余裕があるので、現時点で市民参画のプロセスを早急に見直し、十分な参画手続きが行えるようにご検討するように求めたものだった。

やっと立ち上がった審議会は、第1回会合を開いた直後に始まったコロナ禍のあおりを受けて会合を開けず、2回目を開いたのは2021年5/16だった。この間、審議会は3回にわたって書面による意見聴取を行ったとしているが、実質的な審議ができず、もちろん市民意見を聴取する説明会や市民参画の手順をまったく踏めないまま時間だけが進んだ。この間、計画策定期間を1年先延ばしし2021年度末として、計画期間も1年短縮し9年間とした。

しかし、2021年度に入ってもコロナ禍の影響を受け続け、さらには集団ワクチン接種が始まり政策局の総合計画策定スタッフがワクチン接種班に駆り出される状態が加わった。そんな中で2021年6月には、さらに策定期間を半年ほど先送りする方針が市議会の特別委に示された。これには市議会も9月になってから、スタッフをワクチン接種班から外し、策定を急げとさらなる半年先送り案にストップをかけたことから、市はこの案を撤回し、予定通り2022年3月の策定を目指すことにした。

以降、市民参画などその後の作業は、ますますタイトになった。議会の反発は「大事な総合計画のスタッフをワクチン接種対応に回して、作業を遅らせたことに対する反発」からきたもので、その指摘は妥当だが、かといって遅れに遅れている策定作業をプロセスの大事さよりも日程を優先させた発想は認められない。

市民参画による計画策定プロセスに、しわ寄せ極まる

第1回審議会のあと審議会が開かれない中で、「計画の骨子案」が発表され、2020年昨年12月18日～2021今年3月末まで「市民からの意見」を公募した。5月の第2回審議会には「計画の素案」が提出され「前期戦略計画骨子案」とともに6月23日の市議会特別委員会に報告された。

そもそも「総合計画の骨子案」は、審議会での審議が止まった中で、だれが、どのような議論を経て取りまとめたのか？ 9/29と11/2の2回にわたって書面による審議会委員の意見聴取が行われている。この時すでに「骨子案」が提示されており、12/16の市議会特別委に経過を報告した直後の12/18～3/31の期間で市民への意見募集を始めている。2021年5/16にやっと開催

された第2回審議会には、骨子案委対する市民からの意見（19名から26件）が報告されている。しかも、この審議会から新たに5名の委員を増員し加わっている。

2020年12月市議会には市民自治あかしから「次期・長期総合計画の策定に、市民参画のプロセス重視を求める請願」や地球10 Love明石から「SDGs未来都市に選ばれた明石市として持続可能なまちづくりを求める請願」も提出されたが、市民に向けた計画素案の説明会は2021年12月～2022年1月市内3カ所とオンライン説明会2回が開かれるにとどまった。計5回の説明会の参加者は49名。すでに翌月2/13の審議会で答申書を決定し、2/17に市長に提出する段取りが用意された中での説明会だった。

自治基本条例施行後初めての総合計画は、市民参画のプロセスは従来計画策定時以上に存在感の乏しい「無残な策定プロセス」に終わった。

策定過程でのまちづくり講座の企画は、コロナで延期と中止続き、計画決定後に開催

市民自治あかしは前述したように、6次計画の策定作業開始前から「市民参画のプロセスを重視した策定作業を早く始める」ように求める要望書や請願書を出し、審議過程でも市民参画プロセスを重視するように請願等で喚起してきた。

2021年3/11の市議会特別委で「総合計画素案」が公表されたことから、4/24の第28回市民まちづくり講座に市政策局の出前講座として「次期総合計画（SDGs推進計画）をどう共有するか？」と題した講座を設定した。しかし、前年秋から始まったコロナ第4波の緊急事態宣言が続く中で中止せざるを得ず、その後5月、6月と出前講座は開催不可能になった。8月以降になると政策局の担当グループがコロナのワクチン接種体制に駆り出されるなど、出前講座どころではない状況が延々と続いた。

ようやく10月に入って講座への組み込みを考えようとした矢先に、12月～2022年1月へかけて市民説明会を開くスケジュールが明らかになったことから、その直前の出前講座の開催は難しくなり、2022年3月の策定決定までの講座は開けなくなった。

この間市の市民説明会が始まった最中の12/19に、市民自治あかしは第30回講座で「次期長期総合計画（SDGs推進計画）の問題点は、どこにあるのか？」と題した“自主講座”を開催した。

講座では、2019年初め以来から私たちが懸念してきた策定作業の立ち遅れが、コロナ禍に巻き込まれて一層タイトなスケジュールで進めざるを得なくなり、市民参画のプロセスが骨抜きになったままの計画づくりになったことや、中身についての問題点も明らかにされた。

この3月議会で計画が答申通り決定後、市民自治あかしはあらためて出前講座の設定を要請し、政策局も応じた中で5/28、第33回講座で「第6次長期総合計画（SDGs推進計画）をどう実現するのか？」と題して開催することができた。まちづくり講座への初参加の顔ぶれ5名も加わった22名の参加者を得て、予定時間3時間を超えてたくさんの課題が提起され、中身の濃い意見交換になった。

12月の講座で計画づくりの中身について具体的な指摘を数々提起した元明石市部長の岡本弘志氏は、この計画を実現するための6つの提言をまとめて提起し、講座終了後には「次期計画づくりへの提言書」をまとめて市に提出した。

振り返れば、第6次総合計画については、市の策定作業が始まる前から自治基本条例との関係性を指摘し、市民参画プロセスの重視を求めたのを皮切りに、足かけ4年にわたる関わりをしてきたことになる。

4. 明石公園の過剰伐採問題、その経緯と行方

明石駅前中心市街地のランドマークでもある県立明石公園が突如、全国から注目を浴びる環境破壊の象徴として浮上した。かけがえのない豊かな自然環境に恵まれた明石公園の樹木が、次々に根元から伐採され、無残な切り株だらけの公園に変貌したからだ。2019年の「明石城築城400周年」事業で明石城の石垣を際立たせるために、石垣周辺の樹木の伐採計画が立てられ、2018年から4年間で

1687本の樹木が根元から伐採された。

異変に気付いた植物生態系学者や自然環境系の市民団体が集まって「明石公園の自然を次世代につなぐ会」（小林禎樹代表、以下「つなぐ会」）を発足させ、2021年11/18に「明石公園のかけがえない自然や生態系を次世代につないでください」と斎藤元彦・兵庫県知事に要望書を提出した。

12月市議会で「伐採計画を見直すために、市が動くべきだ」という丸谷聡子議員の質問に対して、泉市長は「知事と協議する」と答弁したことから、2022年1/29には市長にもつなぐ会が要望書を手渡した。このあたりから市長も「伐採計画の見直しをするべきだ」と表明したことから、若い世代が中心になって「明石公園の緑を考える会」を立ち上げ、2/5には緊急オンラインフォーラムを開催し、同時にオンライン署名を始めた。署名は3週間で2万0857筆が集まり、2/22に要望書とともに県知事に提出した。子育て中の母親や大学生らのスピーディーな動きはマスコミにも大きく取り上げられ、署名簿提出に市長が同行するなど注目を集めた。

また、自然保護団体として知名度の高い日本野鳥の会ひょうごも伐採計画の中止を求める要望書提出し、野鳥への影響調査も始めた。こうしたいくつもの団体が複合的に動き、県内だけでなく全国的にも注目されるようになった。

市民自治あかしは1/22の第31回まちづくり講座で急きょ、明石公園の自然を次世代につなぐ会を招いて「明石公園でいま、何が起きているのか」と題して樹木伐採問題を取り上げた。これをきっかけに「つなぐ会」は運動組織の拡大を図り、2/21にはHPを立ち上げて公開を始めた。同団体の精力的な活動から、2/27には「樹木と石垣」問題で伝統的な石垣工法を高く評価し「木と石垣は仲良し」であることを“土中環境”の観点から立証しているNPO法人「地球守」代表の造園設計家・高田宏臣氏を招いた現地調査も行われた。兵庫県の公園緑地課などが「石垣保全のために伐採した」と主張していることに対する専門的な見地からの反論のため、ことは明石公園に限らず全国の城郭公園などの自然環境のあり方の論争まで広がった。

4/3にはつなぐ会が「明石公園の未来を考えるシンポジウム」を開催したところ、会場のアスパピア明石7階大会議室は170人を超える参加者で溢れかえり、明石市長も最後まで参加し熱気に包まれた。

シンポでは、過剰伐採を問題にする運動が目ざす方向性や、豊かな自然を優先しこれ以上の伐採を止めるには市民が何をしたらいいのかなど多岐にわたる意見が出る中で、明石公園は「全国でも有数の城壁や櫓が現存する国指定の史跡公園」であるとともに「都市のど真ん中に残された豊かな自然環境」と「多彩な運動施設を有する運動公園」の3つの側面があり、3つの価値は相乗効果を果たしながら明石公園の存在意義を高めていることが強調され、「自然と歴史と人が共生する希少な公園」として次世代に引き継いでいこう—と呼びかけられた。

また、泉市長は最後に「市は明石公園に取り組むプロジェクトチームをつくった。市民の皆さんと一緒に知恵を出し合い、県にも働きかけた市民が誇りにできる公園にしていくことを約束する」と表明した。

このような中で問題が大きく広がり、2021年度の伐採計画は途中で中断された。さらに4月初めには斎藤知事が現地視察したあと、2022年度に予定されていた伐採計画も中断することを表明、県は自然環境保全のあり方を含めた「県立都市公園のあり方検討会」の設置を表明した。

この間、明石市長が知事との面談を申し入れたが首長同士の面談がなかなか実現せず、泉市長が12月から発信を始めたツイッターで県行政を批判する発信を続けてこともあって、連日のようにマスコミ報道が続き全国的な注目を浴びた。



一方、4/11に市長と知事の懇談が初めて行われるまでは「樹木の過剰伐採」問題から火がついた

明石公園問題が、思わぬ炎上をはじめ、拡大する可能性が出ていた。

樹木の過剰伐採はもともと「築城 400 周年」を契機に、公園管理者の県が石垣景観を優先してライトアップなどを始めたことが発端だが、県が「県立公園リノベーション計画」や「パークマネジメント計画」（パーク PFI）などによって民営化を強めるなど公園のあり方を大きく変えようとしていることも分かってきた。

明石市がこうした市民の訴えに積極的に関わる過程で、かねてから懸案になっていた旧市立図書館跡の解体撤去と県への返還を県が督促する一方、明石市は県立図書館の明石港再整備地域へ移転することを“逆提案”し、跡地に県立特別支援学校を新設する案を持ち出すことも 3 月市議会で表明している。加えて、泉市長は明石公園の管理を市に移管する案も再三口にし、こうした“懸案”を県と市で協議する機関の設置を知事に要求していくと表明していた。

だが、こうした問題の多くは、4/11 の知事・市長の懇談で概ね“氷解”し、県立図書館の明石港への移転提案や市役所新庁舎の砂利揚場跡地の敷地活用案を市が撤回し、新庁舎の現在地建て替えを直ちに進めることを表明。図書館跡地への特別支援学校新設案も撤回した。また、公園の市立公園化案も撤回した。

明石公園問題は今後、さらなる伐採計画の中止を含む自然環境保全のあり方や公園管理をめぐる活性化のあり方などを検討する「あり方検討会」の議論、市民意見をどう反映するのか一などに移る。

あり方検討会の検討事項には、①自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランス ②樹木管理に関する合意形成の進め方 ③公園管理に関する情報発信のあり方一などの「自然環境保全のあり方」が新たに加わった。これまで進めてきた①公園管理の進め方 ②パーク PFI など新たなパークマネジメントの導入の進め方一など「県立公園活性化のあり方」と併せて 2 つの側面が挙げられている。

また、検討会や公園ごとの部会では「地域住民や自治体、有識者等の幅広い意見を反映する」としている。明石公園の自然を次世代につなぐ会は、同会を含めた多様な市民と市民団体の意見を確実に反映していけるように、今後とも具体的な提言を続けていく方針だ。

5 新庁舎建て替え計画の動向

新庁舎の建て替え問題はこの 1 年間、市民から見るとまるで“ブラックボックス”に入ってしまったようだ。国の交付税措置による市庁舎建て替えの財政支援（約 16 億円）を目当てに、バタバタと現在地建て替えを議会の全員一致で決議し（2019/10）市民への説明会もないままに基本計画案を決め設計委託費を可決した（2020/3）経過からすると、2020/7 に設計委託業者からの「基本設計概要案」が公表された後の展開は、うそのように静かに、視界から消えてしまったようだ。

当初めざしていた 2021/3 の基本設計の確定を見送り、2021 年度末に先送りし 2021/6 月の総務常任委員会では、2021 年度末（2022/3）に基本設計の完了、2022 年度末（2023/3）実施設計の完了、2023 年度には施行者を選定し着工、2026 年度に完成というスケジュールを公表していた。

しかし、2022/3 には基本設計は完了せず、さらに 1 年先送りになっている。基本設計素案については 2021/1 末までパブコメを公募し 3/11 に 14 名 74 件の意見を公表したが、2021/1 に予定していた市民説明会はコロナの緊急事態宣言発令で中止になったままだ。

新庁舎問題が市民の視野から消えてしまったのは、2017/5 に設置していた市議会の特別委員会が 2021/5 の役員改選と同時に廃止されていることも大きい。特別委があったときには、少なくとも毎

明石公園をめぐる問題の拡大？

- ◇発端⇒石垣景観優先の樹木の過剰伐採
- ◇公園管理行政⇒リノベーション計画、パーク PFI 計画⇒民営化路線？施設拡大路線？（県）
- ◇公園内既存施設をめぐって
 - ・旧市立図書館跡の更地化による返還
 - ・県立図書館の明石港移転提案（市）
 - ・移転跡地に県立特別支援学校新設提案
 - ・剛の池ボート料金値上げ問題
- ◇県と市の明石公園協議会設置提案（市）

議会ごとに開かれる特別委に進捗状況や今後のスケジュールなどが報告されていた。特別委廃止後は、通常の総務常任委員会の管轄になるが、2021/6 の総務常任委員会で 1 年先送りの計画等が報告されて以来、その後の委員会では報告がないままで、委員からの質疑要請もない。

今年 3 月議会で公明党の梅田議員が一般質問で取り上げて、進捗の遅れと今後の対応について質疑しているが、泉市長は「明石港東外港の整備の中で 2020 年度に新庁舎整備も一体開発する可能性を県も発言しており、知事が代わった後まだ確認できていない。早急に県と協議したい」と説明し、県との協議次第で建て替え場所の変更もあるかもしれないというニュアンスをにおわせていた。昨年の知事選前後から浮上していた県立図書館の移設、水族館や文化施設の建設と併せて新庁舎建設時に必要な駐車場施設の確保などとの関連から、基本計画の確定を先延ばしてきたというニュアンスの答弁があった。

これを裏付けるように、4/11 にようやく斎藤知事との面談ができた後、市長は東外港の県有地に市の施設を一体整備することが難しいと判断し、新庁舎は予定通り市駐車場跡に建設する方向で今年度中の基本設計策定をめざすことを表明している。市にとって今後の課題は、立体駐車場計画への批判から平面利用に変更するとしていた代替駐車場をどう確保するのかが焦点になる。

また、3 月議会の梅田議員の質問で、同議員は国の交付税措置を受けられる財政支援の期限に間に合わせるのかどうかの答弁を執拗に求めたが、市長は明確には答えないままに終わっている。

新庁舎問題は新庁舎の機能や個別設計、将来の市役所業務のあり方等の基本的な問題とともに、市民参画がほとんどないがしろにされていること、まともな市民説明会すら行われていないこと等重要な問題を抱えたままである。

また、まだ新庁舎の設計や進捗のチェックなどがある中で、市議会が早々に特別委を廃止し、チェック機能を放棄していることも大きな課題と言える。

6 空白の市民参画推進会議と「市民政策提案」による改善の方向

この一年、「市民参画」が大きな焦点となる中で、市民参画条例に基づく市民参画の運用のチェック機関でもある「市民参画推進会議」が 5 年間設置すらしないまま放置されていることを、市民自治あかしは取り上げた。2 年任期の同推進会議は市民参画条例が 2011 年 4 月に施行されて以降、2 期にわたって委嘱され、市民参画の運用状況のチェックをはじめ、市民参画の運用の在り方について 2 回にわたって市長に報告、答申してきた。

ところが、第 2 次推進会議（2016/3 発足）が 2016/7 に答申して任務を終えて以降、新たな推進会議が途絶えたままになっていることが判明した。ここ数年、再三にわたって担当課に照会してきたが「いまいろいろ検討している」というだけで、具体的な理由を明確にしないまま時間が過ぎていった。

市民参画条例に基づく「政策提案」は条例施行後 2 例目

このため、市民自治あかしは市民参画条例第 19 条に基づき 2021 年 11/25、明石市長宛に「市民政策提案書」を提出した。すなわち、明石市市民参画条例第 20 条に規定された「市民参画推進会議」の継続的設置を遵守し、同条例に定めた同推進会議の任務を遂行し、市の市民参画が適正に行われているかどうかをチェックする機能を発揮できるように、市は同条例を遵守することを求めた。

市民政策提案は、賛同者 20 名の連署を添えて提案すれば、条例の手続きにのせて市長は提案を受理するかどうかを決定し、受理すれば「公開の意見陳述会」が開かれて、その後、提案に対する対応を市は協議し、通知しなければならないとされている。要望書の場合は、そのまま聞き置くだけで放置されがちだが、条例の手続きに沿って提案することによって行政側の対応を引き出せる。

残念ながら、条例施行以来 10 年経つが、これまでに市民政策提案が行使されたのは 1 件だけにとどまっていた。市民自治あかしは以前からこの制度の活用を検討していたが、5 年間の空白をこれ以上放置できないと、踏み切った。

提案後、市民協働推進室との何回かの協議を経て、提案は受理されることが決定し、2022 年 2/10

には公開の意見陳述会が開かれた。市議会委員会室で開かれた陳述会には、市民協働推進部長や課長ら職員と提案代表人である松本誠が対面で向き合い、市民自治あかしの世話人ら 12 名が傍聴席で見守った。

松本は約 9500 字にのぼる陳述書を用意し、以下の 4 点について速やかに対応するように求めた。

- ① 市民参画推進会議の委員を速やかに委嘱し、市民に公開された推進会議を開催する。
- ② 推進会議が“空白”になっていたこの4年間の市の市民参画手続きの運用を検証し、諸施策についての市民参画手続きの運用が適正であったかどうかの検証を実施する。
- ③ 市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続きの運用改善をすすめる。
- ④ 市民参画条例の施行から10年を超えており、条例に規定した市民参画の手続き等が現時点で適正なものかどうかを、市民の意見を広く聞きながら改善を図る。

公開意見陳述会で4つの対応と、2つの補足提案

陳述の中では、政策提案に対する今後の検討過程では「なぜ 5 年間、付属機関を設置しなかったのか」についての説明責任を果たすことや、過去 2 次にわたる推進会議が 2013 年、2016 年の 2 回にわたる重要な答申と提言が行われていることについて具体的に言及し、提言がその後どのように扱われたのかについても明らかにするべきであることも指摘した。

また、市民参画条例は施行からすでに 10 年を超えており、現実の市政運営が条例に沿って行われているのかについて検証するとともに、条例に規定した市民参画の手続き等が現時点で適正かどうかについても、広く市民の意見を聴きながら改善を図ることを要請した。

条例の規定や趣旨からすれば、市民参画推進会議がまず調査、審議のうえで問題点を整理し、提言するべきであり、5 年ぶりに設置される推進会議は、そのような任務を持った付属機関として位置付け、委員のメンバーもそれにふさわしい顔ぶれにする必要があることも付け加え、委員の委嘱に際しては、そのような認識と構えを持って当たるよう促した。

陳述ではさらに、2 つの提案も補足的に取り上げた。

一つは、意見公募手続き（パブコメ）の運用の改善である。

現行のパブコメ運用は自治基本条例や市民参画条例の施行以前から行われている意見公募手続きがそのまま踏襲されており、多様に規定されている参画手続きの中で市はパブコメと市民説明会だけが「市民参画手続き」であると誤解しているかのように、ことあるごとに「パブコメ」を強調している。

改善の一つは実施時期。現状では政策や計画がまとまってから、素案や原案として公表し、意見公募を行っており、極端なケースでは公募した意見について条例や計画に反映する時間的余裕や手続きの時間がないような時期に行われることが頻繁にある。形式的に「市民意見を聴く手続きは行った」という“証し”に使われていることが多い。意見公募は、意思形成過程、すなわち原案や素案にまとめる前の段階で検討内容を公表し、意思決定が行われる以前の段階で意見公募し、成案を得た時点では再度意見を求める手順に変えるように指摘した。

また、提出された意見の取り扱いについても「言いつばなし、聞きつばなし」を前提としたかのような対応を改め、公募結果が公表される際には、市民意見はキーワード風に類別して貴重な市民意見をそっけなくまとめて記載するのではなく、一人ひとりの意見を尊重し、その記録を公表するべきであることも指摘した。昨年、市と議会の間で緊迫した旧優生保護法による被害者支援条例案の事例では、パブコメで提出された 200 件を超えるすべての意見が 20 数ページにわたってほぼ原文のまま整理した文書が市議会に提出され、HP にアップされた。特殊事例としてではなく、本来はこのような形で市民意見を公表し、議会や審議会等、あるいは市民が判断する材料として提供するべきであることも指摘した。

さらに、意見公募の時期を早めることによって、審議会等で全文公開された市民意見を検討し、成案に反映させることも可能になるなど、運用の改善策を具体的に指摘した。

公開意見陳述の場の活用求め、傍聴市民とコラボ？

政策提案に伴う「意見陳述」機会の運用と活用についても、提案した。滅多に行われることがない政策提案の意見陳述の場を、ただ単に提案者が一方的に趣旨を陳述するだけにとどめず、当該の案件について市民と市担当部局が積極的に「意見交換」する場に活用すること、市の内部で検討するための材料をできるだけ吸収することの重要性を指摘した。

そのために、陳述者や賛同者等からもこの機会を活用した質問や意見の表明を募り、率直な意見交換の場にするよう、この日の運営についてもそのように進めるように要請した。陳述者と市の担当者等との意見交換を傍聴した市民もその場で発言ができるように運営することを求め、今後の政策提案手続きの先行事例になることを求めた。

この提案は、陳述直後にさっそく議論になった。傍聴人の発言について市は賛同人署名をしたメンバーに限るという制限をしてきたことをめぐり、陳述人と応酬する場面もあったが、初めてのことであることから陳述人が発言者を指名することで妥協的に対応し、その経緯も公式会議録に残した。

本政策提案については 4/25 付けで、「提案を実施する」という泉市長名の決定通知書が届いた。この後、市は 4/27 から自治基本条例の 2 回目の市民検証会議と市民参画推進会議の公募委員を兼務で公募する手続きを始めた。自治基本条例は 5 年ごとの見直し検証を行うことを義務つけており、2015～2016 年度に 1 回目の市民検証会議を行ってから 5 年を超えたので、市民参画条例の見直し作業も行う市民参画推進会議と並行して審議を担うために両条例の見直し作業を兼務の委員で進める方針に基づいたものようだ。1 回目の市民検証会議に参加したが、これまでの経緯から 2 回目の検証会議にも参加する必要があると考えて、松本が公募委員に応募した。幸い 6 月半ばになって委員に選考され、審議に参加することになった。

7 市民参画の検証と市民参画条例改正への課題

住民投票条例の 3 度否決をはじめ、相次ぐ市民参画をめぐる問題が表面化する中で、2021 年 9/18 を皮切りに市民参画研究会を開き、市民参画条例の改正へ向けての課題抽出や、市と議会の対立をめぐる市民参画問題の論点整理を始めた。この研究会は、前年度の 2020 年 11/29 に開いた 26 回まちづくり講座「住民投票条例の再否決と市民参画システムの検証」を契機として、自治基本条例や市民参画条例などの突っ込んだ検証作業を研究会方式で深めていくことにし、2021 年度の活動計画に挙げていたものだ。

すなわち、市民参画が総体的に軽視されている現状をつぶさに検証し、市民参画条例の運用検証や日常的な「市民参画」のレベルを上げていくための、市民参画システムの総合的な検証を進めることだった。

「少人数で率直な意見交換を継続的に行う」と位置付けた研究会の 9/18 第 1 回は、元明石市コミュニティ推進部長等を務めた岡本弘志さん（太寺在住）が「明石市の市民参画の仕組みの課題—市民参画条例の見直しへ向けて」と題して、具体的事例を挙げながら問題提起した。

2 回目の 10/16 には、9 月議会で相次いで否決された住民投票条例や旧優性保護法被害者支援条例、決算案など 4 議案の賛否の構造に秘める市民参画の扱われ方などについて、検討を深めた。

3 回目は 2022 年 3/12 の第 32 回まちづくり講座のテーマに組み込み「急浮上した市民参画の手続きをめぐる課題と背景を考える」と題して、研究会での議論を広く共有する機会を持った。

こうした取り組みや市民参画推進会議の再開を求めた政策提案などを通じて、市民参画条例改正への機運が醸成され、具体的な改正の論点なども蓄積された。6 月以降に発足するとみられる市民参画推進会議と自治基本条例市民検証会議（第 2 次）などの動きと相まって、新年度はいよいよ市民参画条例の改正と参画システムの強化を問う本格的な議論が始まる。

8 市民まちづくり連続講座の展開

2017年7月にスタートした「市民まちづくり連続講座」は、丸5年を経て33回を数えた。昨年7月の総会以降は晩秋からのコロナ感染症の爆発的拡大に阻まれて、講座は延期、中止が相次ぎ、結局今年5月までに開催できたのは5回に止まった。前年度もコロナの緊急事態宣言が続く中で9月に延びた総会以降の講座開催は4回に止まっており、2年半続くパンデミックの影響をもろに受けた格好だ。

それでも感染の“小康状態”を縫って、毎年4～5回の開催を続けられたことは特筆しても良い。また、まちづくり講座の特色でもあった市の各部局を招いた「出前講座」はパンデミックが始まる前の2019年11月の第18回講座（明石のみちビジョン）以来途切れていたが、この5/28の第6次長期総合計画をテーマとした第33回講座で出前講座が3年ぶりに復活した。

出前講座は市が半分主催する性格を有するため、緊急事態宣言下やまん延防止措置期間はもちろん、感染状況が思わしくない時期には行政の立場上受け入れられないことが多い。5/28に実現した政策局（総合計画）の出前講座はもともと昨年4月講座で計画し年初に了解を得ていたが、その後の感染拡大と緊急事態宣言が続いた中で次々に延期を重ねた挙句、計画決定までに出前講座を開く機会を失い、計画決定後にやっと実現した。記念すべき「出前講座の再開」を務めた担当者は、所属と担当テーマは異なるが、市民自治あかしの出前講座には3回目の登板になった。2回登板した担当職員はいるが、3回目の登板は最多になる。

また、講座の開催計画を検討する際も、開催見通しや出前講座が難しい状況も加わってテーマの設定に苦渋してきた。コロナ前は次回、次々回さらにその次ぐらいまでのテーマ設定をして予告してきたが、この1年間は“自転車操業”に近いような綱渡りをしてきた。今後の課題だ。

9 コロナ禍の爆発的感染と取り組み、高齢化も重なり市民・住民活動にも深刻な影響

新型コロナウイルスのパンデミックは、始まってから早2年半を超える。6/1

エリア別コロナ感染者と死亡数の推移

現在の世界の感染者数は累計5億3000万人を超え、死者数は630万人に達する。国内でも累計感染者数はこの1年で10倍以上の887万人に達し、死者数は3万人を超えている。

国内では昨年末から猛威を振るったオミクロン株による

第6波は、一時は1日の新規感染者が10万人を超えたこともあったが、3/21に「まん延防止重点措置」が2ヵ月半ぶりに全面解除され、社会経済活動を優先した外国人観光客の受け入れ大幅緩和などの対応でコロナ禍のヤマが去ったかのような雰囲気になっている。しかし、まだ国内の新規感染者は1日3万人前後の高水準を続けており、近づく参院選を意識した「行動規制の政治的緩和」のきらいが強い。強力な変異株の出現や感染後の長引く後遺症、感染のメカニズム、ワクチン投与のあり方など、3年目に入っても新型コロナウイルス感染症の科学的解明はまだ十分ではなく、政府のコロナ対策も杜撰な検証経緯が明るみに出るなど、国民の不安は解消されないままだ。

エリア	種別	2020/9/1	2021/7/6	2022/6/1
世界	感染者数	2860万人	1億8400万人	5億3008万人
世界	死者数	84万8084人	400万人	629万2740人
日本	感染者数	6万9000人	80万人	887万6448人
日本	死者数	1280人	1万4881人	3万0659人
兵庫県	感染者	2296人	4万0949人	42万5645人
兵庫県	死者数	53人	1308人	2234人
明石市	感染者数			2万2353人
明石市	死者数			103人

どこへ行った「コロナ後社会への対応」

私たちは“コロナ元年”の2020年6月、ようやく長い緊急事態宣言がいったん明けた中で「新型コロナ禍から、何を学ぶか？」と題した市民まちづくり講座（6/27、第22回）を開き、コロナ禍が

この時期に世界的パンデミックになった背景と課題を学んだ。その後に関いた9月の市民自治あかしの総会では「コロナ禍をポジティブに捉える発想を持とう」と呼びかけ、次のように書いた。

短期的には感染症の拡大を抑止し、早期の収束・終息を図るために医療体制や検査体制の抜本的強化を図るとともに、感染拡大を避けるための努力がすべての人々に求められるが、この感染症が「行き過ぎたグローバル経済、行き過ぎた交通や人の往来、飽くなき開発と経済発展を求める地球規模における経済成長主義から生じた、地球環境の破壊と根っこが同じ」である限り、新型ウイルスが猛威を振るわない経済・社会にしていくことが、コロナ後の社会に不可欠である。

だとすると、コロナ後の社会にめざすべき社会像は、地域分散社会、地域自立社会、FEC自給圏社会、本格的な地域分権社会、地方自治・住民自治の拡大、過剰な第2次産業の抑制と1次産業の再構築、国内完結型の2次産業の育成などが考えられる。こうした社会像や政策の方向は、市民自治あかしが発足以来提起してきたまちづくりの方向と、完全に一致する。

新型コロナ感染症への対応についてこの半年余、地球レベルでもさまざまに語られてきたコロナ後の社会のあり方と同じ方向を向いて私たちは活動し、訴えてきたことを思い起こしたい。

自信をもって、市民自治のまちづくりと行政の変革、地域社会づくりに取り組みたい。

(2019年度の活動総括)

残念ながら、この国の政府も政治も、社会も、その後の対応を見ているとこうした教訓を忘れたかのように、「元の社会に戻る」ことに懸命になっている。戦後半世紀あまり続けてきた経済社会のあり方への反省と転換を抜きに「元の社会」に戻ってしまっていないのだろうか？

明石市は2030年を目途とした「SDGs」（持続可能な社会）を「まちづくりの目標」に掲げ、第6次長期総合計画を「SDGs推進計画」と名付けてコロナ禍と並行して審議を続けてきたが、市議会の長期総合計画特別委員会の審議の中では自民党真誠会の議員らが、SDGsを「環境優先ではなく、経済とバランスの取れた総合的な指標」とする議論を繰り返し主張して、「環境が土台にあって、その上に社会があり、環境と社会が成り立つ範囲内で経済活動が許される」というSDGsの考え方を理解できず、議論を曲解する方向へ捻じ曲げようとした。

幸い、総合計画の審議会や策定作業を担当するスタッフらは、こうした“歴史の逆行”を受け入れず、筋を通したことは率直に評価したい。しかし、具体的な施策面では、工場緑地の規制緩和と条例など数々の“対立案件”では、SDGsの理念も「コロナ後の社会」への対応も忘れたかのような振る舞いや言動が満ち満ちていたことを忘れないでいたい。

また、パンデミックと同時並行して、猛烈な勢いで進行しているのが「少子化社会」と「高齢社会」だ。

明石市は「子ども施策の先駆的取り組み」で人口増や出生率、子ども世代の増加により、税収増も含めた「好循環」を実現しているとしているが、少子化と高齢化が並行して急激に進む現状の中で、明石市の人口増加志向をそのまま続けていいのか、懸念が多い。すでにコロナ禍による影響と相まって、高齢化は地域の住民活動にも“担い手”の不足など深刻な影響をもたらしている。地域住民主体の「協働のまちづくり」を掲げる市政が、そうした現状に真摯に向き合い、具体的な支援策を編み出していないと、「市民参画」や「協働のまちづくり」はお題目だけに終わりかねない。

10. 地方自治の充実と地方分権、市民自治の推進と国政改革について

立憲主義の政治を踏みにじり、地方分権・住民自治と真逆の中央集権、強権政治を続けてきた2012年12月以来の「安倍・菅政治」が昨年9月に終わったと思ったら、後継の岸田政権は保守本流の“ハト派”の血を引くかと思えば、大違いだった。野党や国民と真正面から向き合う立憲主義とは程遠く、問われた核心を外して政見と政策を真正面から論じることを避けて、ただただ政権維持を優

先する“守権力奴”（権力にしがみつく輩）に過ぎないことが日々明らかになっている。

安倍政権になってから丸 10 年目の今年 7 月に行われる参院選で、自公と維新の改憲勢力が 3 分の 2 議席を占めることになれば、向こう 3 年間は国政選挙なしに好き放題できる「暗黒の 3 年間」を迎えることになる。この間に、一層中央集権体制を強め、軍事力強化と「戦争できる国」をめざす改憲が行われるほか、ウクライナ戦争の影響も受けて物価上昇と生活必需品の不足から国民の暮らしは一層厳しくなり、国民は“総貧困生活”に追い詰められかねない。

2015 年の安倍政権による集団安保法制の強行をきっかけに一気に広がった野党と市民による「市民と野党の共闘」は、2016、2019 年の 2 回の参院選でそれなりの成果を挙げてきたが、昨年の衆院選を境に「市民と野党の共闘」態勢は崩壊寸前の状態になっている。過去 2 回、全ての一人区 32 選挙区で野党候補を一本化でき、約 3 分の 1 の 11~10 人を野党で確保してきた。ところが今回は、野党の候補者調整は総崩れ状態で、すでに選挙前から厳しい選挙結果も予想されている。

連帯兵庫みなせんは、せめて複数区の兵庫県（定数 3）だけでも野党議席を奪還するべく最後の候補者調整に尽力している。そのうえで、今回の選挙で「市民と野党の共闘」が崩壊・終焉した際には、もう一度地域の自治体における課題と向き合う日常的な「市民自治」を重視した運動に立ち返ることを模索している。

市民自治あかしは、自治体の中で市民主権の市政（市民自治のまちづくり）を先ず確立することが大事だと 10~15 年にわたって活動してきたが、いま一度すべての地域と自治体で「市民自治」の原点に戻った活動の大切さを、声を大にして訴える時がやってきたと言える。

地方分権と住民自治を進める方向へこの国の政府が舵を切ったのは、1990 年代前半であり、強力な権限を持った第一次地方分権改革委員会が発足したのは 1995 年だった。5 年間、6 次にわたる分権改革への勧告を経て、この国の政治と行政が地方分権システムへ移行したのは 2000 年だった。それから 22 年が経つ。残念ながら、この 10 年間は地方分権改革を前進させることはおろか、時計の針を逆回転させて、地方分権と住民自治を中央から踏みつぶすような政治が続いてきた。

この流れを押し戻すことなしには、私たちがめざす「市民自治の市政とまちづくり」も巨大な激流に流されかねない。国政と地方自治、市民自治の関係に目配りを絶やさず、日々の取り組みを進めていかねばならない。

11 市民自治運動のウイング（すそ野）を広げるために

市民自治あかしの活動は、前々身の住民自治研究会の活動から数えて今年で 15 年目を迎えた。この間、自治基本条例の制定に始まり、明石駅前再開発事業では住民投票の直接請求運動も行った。明石フェリー廃止に伴うフェリー跡地の民間マンションへの売却の取り消しを求める開発許可異議申し立ても行った。3 回にわたる市長選挙に際しては「市民マニフェスト」を策定し、公開討論会を開くなど「市民マニフェスト選挙」も編み出した。市議会改革を求めて「市民と議員の意見交換会」を開き、議会基本条例の遵守を求める 13 回におよぶ連続請願運動も展開した。市政やまちづくりの課題について、毎月のように開催してきた「市民まちづくり連続講座」も 5 年間で 33 回を数える。

明石で唯一ともいえる「政策提言市民団体」として、その役割と責任を感じながら「手弁当」の活動を続けてきた。

しかし、残念ながら、市民自治を求める運動のすそ野は大きなうねりになってきたとは、到底言えない。市民自治を求める市民の関心と行動は、まだまだごく一部にとどまっていることは率直に認めざるを得ない。

明石の「市民自治」めざす動き

- 2007. 7 自治基本条例検討委員会
住民自治研究会 発足
- 2010. 4 自治基本条例制定、施行
- 2010. 12 明日の明石をつくる会
- 2011. 1-4 市民マニフェスト選挙
- 2011. 5. 1 泉市政発足
- 2011. 5 市民自治あかしに改称
- 2012. 6 駅前再開発・住民投票の会
- 2012. 8-12 住民投票直接請求運動
- 2013. 2 ニュー市民自治あかし再発足
- 2013-14 フェリー跡地マンション開発取消請求
- 2015. 1-4 第 2 次市民マニフェスト選挙
- 2015. 6-2018. 12 議会改革求める
連続請願運動 13 回
- 2017. 7~市民まちづくり連続講座
- 2019. 3-4 第 3 次市民マニフェスト選挙
- 2020. 6~コロナ後社会と市民自治

日本の社会はいま、壮大な「自己喪失社会」という病の中であえいでいるのかもしれない。主権者である一人ひとりが社会を動かすよりも、大多数の人々は何とか食べる暮らしを維持できて、難しいことは政府や行政、政治家に任せておけば何とかなるという錯覚に陥っているのかもしれない。その中で強いリーダーシップを求める「英雄待望論」が充満し、安倍晋三や橋下徹のような独善的な政治家に拍手を送り、安倍政治や維新政治をほびこらせてきた。国政、自治体を問わず選挙の投票率が低下する一方で、過半数が棄権する状況は“お任せ政治”に安住する市民がいかに増えているかのバロメーターでもある。

明石市政でも、前回 2019 年春の統一地方選挙で見せつけた「市長の暴言辞職」「突然の再立候補と劇場型選挙」「子育て施策に反応した市民の動きと、市長の再選で市政への関わりからの退場（遁走?）」の展開は、市民の熱い市政への関わりというよりも、強いリーダーシップへの期待とお任せ市民の実態を垣間見たとは言えないだろうか。

こうした状況の中で、一気に「すそ野」を広げる特効薬はないが、自治基本条例が掲げる「市民自治の市政とまちづくり」を愚直に追い求め、関心を持ってくれる市民の広がり一人ひとりつくっていくしかないだろう。

幸い、この 1 年の推移の中で、市民参画が大きな課題として浮上してくるなど手掛かりはたくさん出てきている。1 回でも参加したことのある市民が 270 人を超えている「市民まちづくり連続講座」を地道に開催するほか、少しずつ増えだしている福祉や医療、環境など各分野の社会運動を担う多様な市民団体とも連携をしながら、ウイングを広げていきたい。

II 新年度（2022 年度）の活動方針と具体的計画（案）

【活動の方針】案

新年度は市民自治あかしが発足して丸 10 年、前々身の住民自治研究会が自治基本条例の策定に関わった時から数えて 15 年になる。そうした節目の年ではあるが、新年度は来春のトリプル選挙へ向けての対応を軸に、引き続き懸案事項への対応をどうこなしていくかが活動の中心になる。

10 年または 15 年の歩みについては、昨年（2021）の第 9 回総会の新年度の活動方針にまとめた「歩み」が参考になるので、下記に採録しておく。

＜採録：市民自治あかし 10 年の歩み＞（2021/7/24 第 9 回総会「活動方針」から）

「政策提言市民団体」を標榜する市民自治あかしは、2012 年の「明石駅前再開発事業計画の是非を住民投票によって決めよう」と呼びかけた「駅前再開発・住民投票の会」が 2013 年 2 月に発展的に改称して発足した。

実はこの「住民投票の会」が 2012 年 6 月に発足するまでは、2011 年 4 月の市長選挙に対応する「明日の明石市政つくる会」が 2010 年 12 月に発足して「市民マニフェスト選挙」を考案・実践し、市長選挙の公開討論会を開催、泉房穂市長が 69 票差で初当選するという経緯を担ってきた。選挙後の 5 月、「明日の明石市政をつくる会」は「市民自治あかし」と改称し、市民マニフェストの実現や駅前再開発問題での公開質問状を提出するなど、翌年の住民投票直接請求運動につながる前段を担っていた。

現在の「市民自治あかし」は、いわば「ニュー市民自治あかし」として再出発したのだから、すでに丸 10 年を経ていることになる。さらに言えば、「市民マニフェスト選挙」を生み出す契機になった自治基本条例の施行（2010 年 4 月）から数えて丸 11 年になり、遡れば 2007 年 7 月の自治基本条例検討委員会発足と同時にスタートした「住民自治研究会」を“前身”とするから、通算 14 年の歴史を歩んできたことになる。

文字通り「市民自治の市政とまちづくり」をめざす市民主体のまちづくりの牽引車を任じてきただけに、その主張と活動を“煙たく感じる”議員や職員には“厄介な存在”だと思いが、

具体的な「政策提言」を繰り返し続けていく中で、その役割を評価する職員や議員も少なからず増えてきたことも実感として感じる。市民活動の中では「お堅い」テーマを掲げた「市民まちづくり連続講座」に一定の市民が少しずつだが関心を持ち参加者が持続的に増えるほか、近隣市町の市民にも賛同・参加者が広がっていることも得難い活動になっているからだろう。

その一方で、市民のすそ野がなかなか目に見えた広がりを得ていないのも事実である。

【活動の計画】案

1. 2023年春の市長・市議選へ向けた「泉市政の検証」と、第4次市民マニフェスト選挙の準備

来年 2023 年春には統一地方選に合わせて明石市長・市議選および県議選が控えている。おそらく泉市長は実質 4 選目（形のうえでは 2019 年に 2 回の選挙を経ているので 5 選目になる）に出馬するのは間違いない。これまで 12 年間、とくにこの 1 年の経緯からすると市議会の自民党真誠会などが対抗馬の擁立を模索するのは必至で、この 1 年の対立構図が持ち込まれる可能性が強い。

市民自治あかしとしては、そうした対立には関係なく、まずは無投票当選になった 2019 年 4 月の市長選に際して同市長が「概ね賛同」した「第 3 次市民マニフェスト」について市長を招いた「検証大会」を今年秋には開催する。その準備を早急に進める。

そのうえで、来春の選挙へ向けて「第 4 次市民マニフェスト」の準備を進め、選挙前には公開討論会を開催する。

2. 「市民まちづくり連続講座」の開催を軸に、諸課題に取り組む

新型コロナウイルスによる影響の見通しはつけがたいが、政府も社会経済活動の規制を極力抑制する方針なので、「出前講座」も盛り込みながら、毎月 1 回ペースの開催を目標に計画を立案する。会場は原則として市民活動支援センターのフリースペースを活用し、経費の節減とともにオープンな「見える化」を図る中で、新規参加者の開拓に努める。地域的な課題によっては、地元開催も検討する。

新年度最初の講座（第 34 回）は、すでに案内しているように「選挙の低投票率は何をもたらすのか？地域自治への課題」について、大阪経済大学の柏原誠教授に講演を依頼している。

3. 市民参画システムの検証と、条例改正等の提案への取り組み

2021 年度にスタートした「市民参画研究会」を継続し、条例改正へ向けた市民参画システムの検証と新たな提案を準備する。

とくに「市民政策提案」で再開を促した市民参画推進会議は 12 年目を迎えた自治基本条例の 2 回目の市民検証会議と兼任で並行して進めることが決まり、早ければ 6 月にも発足する。公募委員としてメンバーに入れなかった場合にも、会議の傍聴を続け、意見書や提案書等で積極的に関わっていく“ステイクホルダー”として活動する。

4. 新庁舎建て替え問題への取り組み

足踏み状態だった新庁舎建て替え計画は、明石港東外港との関連問題が整理されたようで、2022 年度末（2023/3）基本設計完了、2023 年度実施設計へ向かうと見られる。並行して棚上げになっていた市民説明会が開催されるはずなので、まちづくり講座に取り上げるなどの対応も含めて、取り組み方を検討したい。

とくに、50 年先を見通した市役所庁舎のあり方を踏まえた基本設計、実施設計に注文を付ける段階に来ている。駐車場問題にどう対応するかも焦点の一つだ。

5. 新長期総合計画と SDG s 推進計画

これまでの総合計画は「策定したら終わり」の感があったが、5/28 の講座で明らかになったように「SDG s 推進計画」と名乗る限りは、具体的な施策との整合性を今後もチェックしていく必

要がある。さしずめ、公布された工場緑地規制緩和条例に対して、検討委員会が答申した方式やそれに代わるSDGsに整合する条例に改正していかねばならない。

明石公園の樹木伐採問題等も大きくかかわるテーマだ。こうしたフォローアップに努める。

6. 明石公園問題やJR新幹線車両基地、大久保北部開発などの問題への取り組み

明石公園問題は、当面は県の「あり方検討会議」などを舞台に、明石公園の自然を次世代につなぐ会や泉市長らと県の応酬が続く。自然環境団体などが連携して取り組み新たなネットワークの活動に期待しながら、側面から支援していく。新幹線基地計画や大久保北部開発などの自然環境と農業用地の保全・振興、海的环境保全と水産業の振興とも絡めた運動へ、協力していく。ここでもSDGs推進との関連に留意して取り組むことが重要だ。

7. 市議会改革への対応

市議会改革の「原点」に立ち返り、対話可能な議員に幅広く呼び掛ける。コロナで中止が続いた「市民と議員の意見交換会」（市民と議員のトークフェスタ）の再設定も必要だが、年が明ければ市議会は改選になるので、今年度は難しい。

むしろ、前回選挙時に初めて開催した市議会議員選挙の「候補者公開討論会」をやるかどうかの検討がふさわしい。

8. その他課題への対応

- ・新たに生起する市政やまちづくりの課題、自治基本条例の検証課題、情報公開条例の変質等についても適宜と取り組む。

9. 市民自治あかしの運営等について

- ①市民自治あかしの組織基盤の強化と広がりをめざす。
- ②世話人会の役員と組織体制について

市民自治あかし 2021年度決算 比較対照表

2021. 4. 1-2022. 3. 31

		2021年 度	2020年 度	2019年 度	摘 要
収入	会費	135,000	144,000	152,000	2021年度39名(2年分、+α、3000未満含む)
	寄付金、カンパ	11,204	22,182	16,482	
	参加費等事業収入		67,900		
	雑収入	2	3,701	1,680	子育て支援研究会7/20中止会場費還付金
	未収金		32,400		
	収入小計	146,206	270,183	170,162	
	前年度繰越金	283,448	113,232	56,919	
	収入総計	429,654	383,415	227,081	
支出	会場費		0	19,100	
	その他集会会場費		0	0	
	通信費	1,628	4,928	1,598	HPドメイン料
	事務費	1,250	2,704	3,645	封筒、宛名ラベル
	人件費(講師謝金)		0	20,000	6/29総会講師謝金
	印刷費	24,491	34,219	35,101	ニュース、集会資料等
	郵送料	19,906	34,446	27,002	郵送料
	雑費		1,800	0	ロッカー使用料
	その他雑支出	5,403	5,200	7,403	団体会費、広告料等、ロッカー使用料
	未払金		16,670		
	支出総計	52,678	99,967	113,849	
	収支計	収支計	376,976	283,448	113,232
次年度繰越金		376,976	283,448	113,232	

監 査 報 告 書

2022年6月13日
市民自治あかし
監事 小山英二[Ⓔ]

当会の2021年4月1日から2022年3月31日までの、2021年度における会計処理につき、出納帳、預金通帳、領収証等の関係書類を基に、収支および残額状況等その執行状況を監査した結果、正確に処理されているものと認めます。

以上

市民まちづくり連続講座 in 明石 開催の歩み

回	日 時	テーマと内容	会 場
①	2017年7月23日	明石港再開発計画とは何か？	自主講座
②	2017年8月26日	中核市移行の持つ意味と課題	明石市の出前講座
③	2017年10月7日	旧図書館跡と生涯学習センター分室の行方	明石市の出前講座
④	2017年10月28日	明石の食文化とは何か？	自主講座
⑤	2017年12月3日	「支え合いの地域福祉」の現状と課題	明石市の出前講座
⑥	2018年1月28日	公共施設の削減計画はどうなった？	明石市の出前講座
⑦	2018年2月24日	明石市議会はいま…どうなっているの？	自主講座
⑧	2018年4月15日	自治基本条例の市民検証報告書を読む	自主講座
⑨	2018年5月19日	明石の飲料水（上水道）事業の過去、現在、未来	明石市の出前講座
⑩	2018年6月24日	清掃工場の建て替えとゴミ減量行政の課題	明石市の出前講座
⑪	2018年7月29日	小学校区の「協働のまちづくり組織」はいま…	明石市の出前講座
⑫	2018年8月26日	下水道の整備計画はどうなっているのか？	明石市の出前講座
⑬	2018年10月27日	地域と学校 コミュニティ・スクールの現状と課題	明石市の出前講座
⑭	2018年11月10日	制度が変わった国民健康保険 負担と財政は？	明石市の出前講座
⑮	2018年12月9日	支え合いの地域福祉 Part II どう展開しているか？	明石市の出前講座
⑯	2019年9月21日	保育の質と量—明石市の子育て支援を考える	自主講座
⑰	2019年11月2日	新庁舎整備のあり方を考える—経過と現状、課題は？	明石市の出前講座
⑱	2019年11月30日	明石のみちビジョン—過去、現在、未来	明石市の出前講座
⑲	2020年1月11日	討論集会「これでいいのか！市庁舎建て替えの進め方	自主講座
20	2020年2月22日	市立図書と「本のまち明石」を考える	自主講座
21	2020年3月14日	究極の市民参画！住民投票条例はどうなったのか？	自主講座
	4,5月はコロナ中止		
22	2020年6月27日	新型コロナ感染症から何を学ぶか？	自主講座
23	7月26日(日)	コロナ禍でも、新庁舎の建設を進めるのか？	自主講座
24	8月29日(土)	J R新幹線車両基地の建設計画はどうなった？	自主講座
	9月26日(土)	トークサロン「草の根の市民自治を掘り起こそう」 (&総会)	ウイズあかし 8階
25	10月31日(土)	SDGsって何？（新長期総合計画は先送りされたが…）	自主講座
26	11月29日(日)	住民投票条例再否決と市民参画システムの検証	自主講座
	コロナで休止	1/30 市民と議員の意見交換会、2月講座＝中止、延期	
	2021年		
27	3月27日(土)	明石の飲み水はどうなるのか？ 琵琶湖導水計画を考える	自主講座
	コロナで中止	4月次期総合計画、5月まちの緑＝いずれも延期	
28	6月19日(土)	まちの緑を考える—大久保北部開発計画と工場緑化規制緩和	自主講座
	7月24日(土)	トークサロン「草の根の市民自治を掘り起こそう」 (&総会)	ウイズあかし 8階
29	11月20日(土)	田舎暮らしと子育てから、明石の暮らしと環境を考えよう	自主講座
30	12月19日(日)	次期総合計画（SDGs推進計画）の問題点はどこにあるのか	自主講座
31	2022年1/22土	明石公園でいま、何が起きているのか！	自主講座
32	3月12日(土)	急浮上した“市民参画手続きをめぐる課題”と背景を考える	自主講座
33	5月28日(土)	第6次長期総合計画（SDGs推進計画）をどう実現するのか？	出前講座